

農業水路等長寿命化 ・防災減災事業	事業主体 県 市町村 土地改良区等	農山漁村なりわい課 中山間振興班 農村整備課 水利施設保全班 農村防災対策室 ため池対策班
------------------------------	-----------------------------------	--

事業の趣旨・内容

農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や、維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故防止などのリスク管理に資する取組を実施し、もって農業の持続的な発展を図る。

区分	対策種類	対策内容	交付対象事業
1 長寿命化対策	(1) 長寿命化対策	長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備	ア 水利施設整備 イ 機能保全計画策定等 ウ 実施計画策定 エ 水利用調査・調整 オ 耐震性点検・調査
2 防災減災対策	(1) 自然災害等対策	自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設等の整備	カ ため池整備 キ 湛水防除 ク 地盤沈下対策 ケ 農業用排水施設整備 コ 土砂崩壊防止 サ 特定農業用管水路等特別対策 シ 農業用河川工作物応急対策 ス 水質保全対策 セ 利活用保全 ソ 機能保全計画策定等 タ 実施計画策定 チ 耐震性点検・調査
	(2) 危機管理対策	防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備	ツ 危機管理システム等整備
	(3) ため池防災環境整備	ため池の防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備	テ 緊急的な防災対策 ト 地域防災上のリスク除去 ナ ハード整備の着手促進
3 ため池の保全・避難対策	(1) ため池保全・避難対策	緊急時の迅速な避難行動や適切な保管理に つなげる対策	ニ ハザードマップ作成 ヌ 監視・管理体制の強化 ネ 減災対策の実施
4 施設情報整備・共有化対策	(1) 施設情報整備・共有化対策	地理情報システムの情報整備	ノ 農業水利施設情報等の地理情報システム化

実施要件

- 1 長寿命化・防災減災計画を策定していること。
- 2 上記表の交付対象事業の欄のア及びカからセ、ツからトに掲げる事業を実施する場合は以下の要件を全て満たすこと。
 - (1) 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。
 - (2) 交付対象事業1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。（ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く）
 - (3) 交付対象事業1地区当たりの事業工期が原則3か年以内であること。（ただし、ため池の整備を行う場合は工事工期が原則5か年以内とする。）
- 3 上記表の工事対象事業の欄のイからオ及びソからチ、ナからネに掲げる事業を実施する場合は、交付対象事業の1地区当たりの事業工期が1か年以内であること。

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
	長寿命化対策					
	水利施設整備	50 [55]	27.5	10	12.5 [7.5]	県営 ※1
		50 [55]	14	21	15 [10]	市町村営
		50 [55]	14	13	23 [18]	土地改良区営
	上記以外	定額	—			1地区当たりの国費助成上限は1,000万円
県 営	自然災害等対策					
	機能保全計画策定等 実施計画策定 耐震性点検・調査	定額	—			1地区当たりの国費助成上限は1,000万円。ただし、ため池の耐震性点検・調査については上限は3,000万円
	上記以外	50 [55]	未定	未定	未定	
	危機管理対策	50 [55]	未定	未定	未定	ため池において行うものにあつては、令和12年度までは定額
団体営	自然災害等対策					
	ため池整備 (ため池整備工事)	50 [55]	18	25	7 [2]	
	機能保全計画策定等 実施計画策定 耐震性点検・調査	定額	—			1地区当たりの国費助成上限は1,000万円。ただし、ため池の耐震性点検・調査については上限は3,000万円
	上記以外	50 [55]	未定	未定	未定	
	危機管理対策	50 [55]	未定	未定	未定	ため池において行うものにあつては、令和12年度までは定額

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
県 営 団体営	ため池防災環境整備					
	緊急的な防災対策	50 [55]	未定	未定	未定	令和12年度までは定額
	地域防災上のリスク除去	定額	—			1箇所当たりの助成額の上限は※2のとおり
	ハード整備の着手促進	定額	—			1地区当たりの国費助成上限は500万円
県 営 団体営	ため池保全・避難対策					
	ハザードマップ作成	50	未定	未定	未定	令和12年度までは定額
	監視・管理体制の強化	50	未定	未定	未定	令和12年度までは定額 1地区当たりの国費助成上限は500万円※3
	減災対策の実施	50	未定	未定	未定	令和12年度までは定額 1地区当たりの国費助成上限は500万円
県 営 団体営	施設情報整備・共有化対策					
	農業水利施設情報等の地理情報システム化	50	未定	未定	未定	

[] は中山間地域等（離島、特別豪雪地帯、振興農村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地域）の場合

※1 頭首工、排水機場などで受益面積が広域のものを対象

※2 1箇所当たりの助成額の上限は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。ただし、地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合における助成額の上限は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

堤高	①基本	②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合		
		下流水路の整備延長		
		20m以上500m未満	500m以上	
5m未満	1,000万円	3,000万円	6,000万円	8,000万円
5m以上10m未満	2,000万円	4,000万円	7,000万円	9,000万円
10m以上	3,000万円	6,000万円	9,000万円	11,000万円

※3 地域(市町村単位)又は県単位を対象とした、ため池の監視体制計画に基づき、ため池の現地パトロールや、ため池管理者等への技術的な指導など監視・保全管理に資する活動の場合、助成上限は1,000万円とする。